

議案第 4 4 号

財産の無償貸付について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

1 無償貸付財産

(1) 土地

所在地番	三次市君田町泉吉田字橋ヶ頭 3 1 1 番 1, 3 1 1 番 3, 3 1 1 番 5, 3 1 9 番 1, 3 1 9 番 2, 3 1 9 番 3, 3 2 0 番 1, 3 2 0 番 2, 3 2 0 番 3 三次市君田町櫃田字宮東 1 0 3 6 8 番 1, 1 0 3 6 8 番 2, 1 0 3 6 8 番 3, 1 0 3 6 8 番 4, 1 0 3 6 8 番 5 三次市君田町櫃田字阿鹿 1 1 9 9 番 1, 1 2 0 0 番 1, 1 2 0 0 番 3, 1 2 0 9 番 1, 1 2 0 9 番 2
地 積	3 0, 1 0 9 平方メートル

(2) 建物

名 称	君田健康ふれあい施設 君田林業総合センター 君田自然資源等活用型交流促進施設
床 面 積	3, 5 4 6. 0 1 平方メートル

## 2 貸付の目的

君田健康ふれあい施設等を民間事業者の経営知見を活用して効果的に運営させ、君田温泉の持続的な発展を図るものである。

## 3 貸付の相手方

広島県三次市十日市東二丁目3番8号

有限会社ジャパンクリーンサービス

代表取締役 渡部 彰

## 4 貸付の期間

令和6年5月1日から令和16年3月31日まで